

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月21日（平成27年（行個）諮問第170号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行個）答申第182号）

事件名：本人が行った審査請求に関して特定労働基準監督署長が提出した特定の証拠書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が労災請求について審査請求をした件で、特定労働基準監督署長が東京労働者災害補償保険審査官あて提出した（3）証拠資料イ（資料No. 1）～ラ（資料No. 22）の全ての書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年6月11日付け東労発総個開第27-38号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成20年3月14日付け特定番号にて特定労基署署長が東京労働者災害補償保険審査官宛てに、「平成20年3月3日付け特定番号をもって通知のありました審査請求事件について、別添のとおり意見書を提出します。」「本件審査請求を棄却されたい。」との意見書を提出している。

原処分庁（特定労働基準監督署）は、処分理由を、「（2）処分の理由」、根拠となる証拠を「（3）証拠資料（証拠となる関係資料を添付すること。）」と記して、資料No. 1～No. 22としている。最終頁に編綴しますのでご参照ください。

本件労災については労災請求人と労災発症先会社（特定事業場X（以下「特定事業場」という。））に出向中。）との間で、業務過重性についての主張が対立していた。審査請求人は唯一の同僚Aが特定年月日a以

降休業するとその作業を審査請求人が1人で行い、業務過重性から特定障害を発症した。一方、特定事業場はAが休業する直前にBを入社させたことにして、休業したAの作業をBが行ったことにして審査請求人の業務量を矮小化してあった。しかし、原処分庁は特定事業場の主張のみを採用して業務外に決定した。

審査請求人は労災不服申請をするにあたり、業務外とされた根拠を見るために前記No. 1～No. 22を開示請求するも、調査官が復命書に添付した肝心な調査官メモや会社側資料を黒塗りされてしまったのでは、労災の業務外根拠を知ることができず業務過重性の立証も困難である。黒塗りを外すように求めるものです。

審査請求人は出向先の特定事業場のC特定役職から“労災申請をするなら受けて立つ”と怒鳴られて労災を否定されたため、労災申請書に事業所証明拒否と書いて会社の押印の無いまま労基署に提出した。その際、労災発症状況意見書を添付した。厚労省通達はこれらの書類を「重要度が高い書類」に分類しており、その管理が厳重にされている。しかし、特定労基署D調査官は、特定事業場に事業場調査に行く際、署長と審査請求人に許可することなく、調査の冒頭にC特定役職へそのまま手渡しして押印させたうえ、コピーを手交した。更にその書類は特定事業場を通じて第三者の出向元特定事業場Y特定部署に渡っていた。これらの書類には労災が発症した経緯が記されているだけでなく、審査請求人の取引金融機関名、口座番号など個人情報も記されている。したがって、法14条に該当し、個人情報漏えいは明白です。

それらを得た両会社は、B氏を入社したことにして、休業したAさんの作業をB氏が行ったことに作り話をして審査請求人の業務量を矮小化し、労災否定の周到な準備ができた。そればかりか、その後審査請求人が作業内容や作業時間等を記した労災自己意見書や資料を労基署に提出すると、調査官は聴取の際にそのまま意見書などを5名全聴取人に閲覧させながら反論をさせる聴取方法で聴取を行っていた。

その一方で、審査請求人に対しては聴取人が何を申述しているのか、会社側と何の主張が対立しているのか、何の資料が提出されているのかなども知らされず、反論の機会が与えられず不公平なまま業務外と決定された。調査の最終段階においても、調査官は審査請求人よりも先に第三者の出向元特定事業場Y特定部署に電話で不支給通知をし、今後のアドバイスまでしていた。調査官による第三者への個人情報漏えいは明白です。

調査官は法14条を犯し、労災を否定する会社側に審査請求人の個人情報を筒抜けにしておきながら、一方の審査請求人が個人情報開示請求すると法14条を盾として未だに黒塗りを外さないことは不合理極まり

ない。

第一次処分は平成19年特定月に業務外とされ、その後個人情報開示請求をすると、殆どが黒塗りだった。

現在、労災申請は第四次処分の再審査請求の段階にあり、未だに黒塗りされてしまい、証拠資料を見ることができず、労災の業務過重性立証の妨げとなっている。審査請求人は、AとEの経歴書を開示請求をしていないし、当時特定事業場の会員の取引金融機関や口座番号の開示も求めてはいない。

諮問日：平成20年3月27日（平成20年度（行個）諮問第50号）、
答申日：平成20年8月7日（平成20年度（行個）答申第95号）にて、再審査請求以降は黒塗りを外すことの答申結果がある。したがって、黒塗りを外されるべきものである。

業務過重性を立証するために以下の資料番号について全て黒塗りを外すように求めるものである。

ア 「ヘ 事業場実施調査結果復命書等 資料No. 6」の内、黒塗りにされている資料

47～48枚目。51枚目。52～65枚目。87～95枚目。96枚目。104～105枚目。115枚目。116枚目。117～118枚目。119～120枚目。これらは、審査請求人の業務量立証とB不就労立証のために必要である。

イ 「チ A聴取書 写 資料No. 8」の内、黒塗りされている資料26枚目の「聴取終了後 特定数字 i E」と調査官の筆跡で記された資料は本文が真っ黒で見えない。復命書に添付されたものであるから、黒塗りは調査結果を隠すものである。

ウ 「ヲ 会員登録受付簿及び追加注文受付簿、解約受付簿 写 資料No. 12」の内、黒塗りされている資料

「会員登録受付簿」「追加注文受付簿」「解約受付簿」、全てにおいて、開示をされたい。仮に会員名欄を黒塗りした場合、それが会員名を予想できるものではない。Aが休業後は審査請求人が1人で作業を行ったが、会社側はAが休業直前にBを入社させ、休業中のAの作業をBが行ったから審査請求人が過重ではないと主張し、双方で主張が対立していた。労基署は会社側の主張を資料No. 12を根拠として、審査請求人を業務外としたのであるから、当然、審査請求人はそこにB氏の筆跡が埋め尽くされているのかどうかを見る権利がある。B氏の就労の有無は本件の争点である。

エ 「特定事業場Zからのファクシミリ 写 資料No. 13」の内、黒塗りされている資料

審査請求人と特定事業場ZのFさんとのファクシミリのやり取りで

ある。業務量立証のために必要である

オ 「ナ 事業場実地調査結果復命書 写 資料No. 21」の内、黒塗りされている資料

35～45枚目。48枚目。52枚目。53枚目を開示されたい。

資料No. 21は調査官が出向元の特定事業場Yに行った後に書いた復命書である。そこに添付された資料は開示されるべきである。そこには、調査官が調査の冒頭で、特定事業場漏えいした労災申請書と労災発生状況意見書コピーが更に第三者の出向元特定事業場Y特定部署に渡されていたことが復命書に記されているとともに、またその労災書類も資料21と一緒に編綴されている。漏えいされた労災申請書には審査請求人の取引金融機関と口座番号等が記されている。第三者の特定事業場Yに渡っており、法14条に該当する。

一方、審査請求人が個人情報開示請求すると法14条に該当するとし、調査官の復命書に添付した会社側が提出した資料と調査官の調査資料を黒塗りにしていることは不合理極まりない。

「特定年月日b特定時刻 撮影 厚生労働事務官 D」と書いてある資料は紙面一面が真っ黒塗りで内容が全く分からない。仮に、特定事業場xの写真であるならば、審査請求人の疾病の有害要因（加算機作業、伝票編綴台の高さや配置、支店別棚の高さや配置、パソコンなど）から立証するために必要である。

1枚が「全面黒塗り」で何かそこに有るのか全く不明な物がある。恐らくこれは、審査請求人が出向した特定事業場yの社員3名が聴取に応じた時に提出した名刺と思われる。調査官が会社側の主張を採用しているのだから、誰がそれを申述していたのか名刺を黒塗りにして秘密にしている。審査請求人と仕事をしていない人物が虚偽を述べている可能性もある。黒塗りは審査請求人の反論の機会を奪うものである。会社側には審査請求人の労災書類コピーを渡したり、意見書をくまなく閲覧させていながら、一方の審査請求人に対しては法14条を理由として黒塗りし、不合理極まりない。既に特定事業場のC特定役職とG特定役職の名刺は開示されているし、同様に出向元会社特定部署H氏とI氏の名刺も開示されている。同様に開示されたい。

「組織図特定事業場x」「特定事業場x座席配置図」は、審査請求人が出向していた職場のものであることから黒塗りする必要がない。

カ 「J聴取書 写 資料No. 22」の内、黒塗りされている資料

18～19枚目の上部余白に「特定年月日b特定時刻 撮影 厚生労働事務官 D」と記された資料は真っ黒で、何の資料か全く分からない。調査官が収集してきたこの資料が、仮に特定事業場xの机、

加算機，編綴台，支店別区分け棚，パソコン等の写真ならば，特定障害の有害要因の立証のために必要である。

審査請求人が調査官に提出した「特定事業場 Y での私の意見書」を，調査官は法 14 条を犯して，そのまま J 氏に閲覧させている。閲覧させながら反論をさせる形で聴取を行っており，審査請求人の意見書の上部余白には J 氏と D 調査官の 2 人の割印がある。調査官は J 氏の申述を採用している。同意見書は J 氏聴取書（資料 No. 22）と一緒に編綴されているというのに，一方の審査請求人に対しては法 14 条を適用して未だに黒塗りをして開示していることは，不合理極まりない。

キ 特定年月日 c の事業場調査復命書の開示を求める。

D 調査官は，特定年月日 c に特定事業場に 2 回目の事業場調査に行き，B の就労の有無を調査しており，上記資料 No. 12 と 13 を集取している。事業場調査を行った場合は，必ず復命書を作成することになっている。しかし，本来あるべき特定年月日 c の事業場調査復命書が開示されていない。開示を求める。

（添付資料省略）

（2）意見書 1

本件は，労災申請に反対し事業主証明印を拒否した事業主に対し，調査の冒頭，調査官が労災申請書や意見書のコピーを事業主に渡して行われた，労災調査の資料の開示を求めるものである。

調査官はその後も，労働者が提出した資料や意見書を，事業主や聴取対象者に閲覧させた上に，不支給結果を本人に知らせる以前に，事業主や第三者である出向元特定事業場 Y に通知している。

守られるべき個人情報や労基署調査官により漏えいされた事例である。

以上を前提に，諮問庁の不服理由に以下のように反論をする。

ア 労災認定の是非は，労働者の生命，健康，生活に係る問題であること

【（2）不開示情報該当性アの（ア）及び（イ）：「法 14 条 2 号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」に対して】

諮問庁は，（2）アの（ア）（イ）に記載された資料の不開示理由として，法 14 条の 2 号本文前段を挙げ，かつ，「同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」としているが，ただし書に該当しない理由は何も述べていない。

しかし，労災認定されるか否かは「人の生命，健康，生活」に関わるものであるから，本件資料が，同条 2 号ただし書口の「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報」に該当することは明らかである。

したがって、労災調査資料は「原則公開すべき」である。「原則公開する」という基本的考えのもとで、個々の資料に記されている「本件と関係のない第三者」の個人名や住所などの個人情報のみを、部分的に黒塗りにして開示するのが正しい開示方法である。

また、労災認定制度上、不支給結果に不服の場合、労働者は、労災審査官・労災審査会に不服請求することができ、更に不服の場合は行政訴訟を提訴することが可能な法構成となっている。そして、不服請求する場合は、不支給となった理由、並びに証拠（＝不支給結果をもたらした諸資料、すなわち本件において収集された諸資料）を知ることが不可欠である。よって労災調査資料は、同条2号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」にも該当する。

したがって、諮問庁は法15条（部分開示）1号・2号（原文ママ）に基づき、個人が識別できない範囲で部分的に黒塗りにすれば足りるのである。また、仮に14条2号ただし書に該当しない場合であっても、諮問庁は労災申請した労働者の権利・利益の観点から、法16条に拠り裁量的に開示すべきである。

私は、関係のない第三者の個人名、住所、電話番号等の開示まで求めているわけではない。本件のように全面黒塗りとするのは明らかに過剰であり、労災申請した労働者の権利を大幅に侵害している。

イ 抽象的な「おそれ」は主観に属し、不開示理由足り得ない

【（2）不開示情報該当性ア（イ）：「被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」に対して】

【（2）不開示情報該当性イ：「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に対して】

【（2）不開示情報該当性オ：「被聴取者が心理的に大きな影響を受け、～を躊躇し、～といった事態が発生し、～客観的申述を得ることが困難になるおそれがある」に対して】

諮問庁は、「（2）不開示情報該当性について」のア（イ）、イ、オに記された各資料の不開示理由として、上記のような「おそれ」があると主張する。しかしその内容は抽象的であり、「おそれ」の具体的内容については何も述べていない。

「おそれ」とは諮問庁の主観に属する内容である。最高裁は、文書提出を拒む国・労基署側が理由とする「おそれ」について次のように判決している。

『民訴法220条4号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、

単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である。』（平成17年10月14日、災害調査復命書の文書提出命令に関する最高裁第三小法廷決定）

すなわち、諮問庁が「おそれ」を理由に挙げる以上、抽象的な「おそれ」ではなく、本件に則して、かつ資料毎に、「おそれ」の内容及び「おそれ」が存在する理由を具体的に示す必要があるのである。

労災保険制度の基となるのは労基法及び労災保険法であり、その立法趣旨は「労働者保護」なのであるから、労働者には不支給とされた根拠を知る権利がある（それは諮問庁も認めるところである）。また、労災調査官は「被災者や遺族の請求により、関係者からの聴き取り・実地調査・医学的意見の収集などの必要な調査を行」うのであるから（添付資料1：労基署パンフレット）、収集された資料は労働者の立証のために用いられるべきものである。

したがって、諮問庁が「おそれ」を理由に不開示とする以上、資料毎に「おそれ」が存在する理由及びその証拠を具体的に示さなければならぬ。

それを示すことが出来ないのであれば、諮問庁の言う「おそれ」は単なる主観に属するものであり、不開示理由足り得ない。諮問庁が「おそれ」を感じれば、全て不開示になり兼ねないからである。

諮問庁が、「おそれ」の具体的内容を示すよう求める。それを待つて、再度反論したい。

ウ 法14条3号ただし書「人の生命、健康、生活」について

【(2) 不開示情報該当性イ：「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とされた各資料に対して】

【(2) 不開示情報該当性ウ：「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、当該事業場における通例として開示しないこととされているものである」に対して】

不開示情報該当性イ及びウに記された各資料について、諮問庁は法14条3号イ、ロに該当すると言うが、3号にはただし書があり、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とされている。

労災認定されるか否かは「人の生命、健康、生活」に関わるものであるから、本件資料がただし書に該当することは明らかである。

したがって、労災調査資料は「原則公開すべき」である。「原則公開する」という基本的考えのもとで、個々の資料に記されている「本件と関係のない第三者」の個人名や住所などの個人情報のみを、

部分的に黒塗りにして開示するのが正しい開示方法である。

諮問庁は、イ及びウの各資料がただし書に該当することを無視しており、不開示理由として失当である。

エ 労災調査官は労災保険法により命令権限を付与されていること

【(2) 不開示情報該当性ウ：「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたもの」に対して】

【(2) 不開示情報該当性オ(イ)：「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、協力を躊躇させることとなり、～必要な事実関係を把握することが困難となる。～事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」に対して】

(ア) 労災調査官の法的権限

調査官は、「事業主の信頼」や「理解と協力」により、事業場実地調査や資料の収集を行っているのではない。諮問庁は法14条7号を引用し、開示すれば行政機関の「事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」等々と述べるが、調査官が事業場等に立ち入って質問し、あるいは資料を収集する権限は、労災保険法46～48条において明確に規定されており、同条に基づいて調査を行っていることは言うまでもない（諮問庁は、その旨常々通達を発し、労災隠しが蔓延しないよう指示している）。

『46条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者（中略）に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

48条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場（中略）に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。』

そして、事業主が拒否や虚偽の報告をした場合は、同法51条により「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」刑が規定されている。

(51条抜粋)

『46条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

2 48条1項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合』

このように、調査官は、立ち入り調査権、質問権、文書提出命令権等が同法により付与されており、これが事業場実地調査の法的根拠である。すなわち、調査官は「事業主の信頼」や「理解と協力」により資料を収集するのではなく、同法による強制命令権に基づき、調査官証を示した上で事業場実地調査を行っているのであり、諮問庁の不開示理由は失当である。仮に、このような強制命令権によらないのであれば、世に「労災隠し」「労災潰し」がはびこることになるのは必定である。

(イ) 労災調査官の任務

労災保険法 46～48 条は、調査官の権限と共に任務も規定するものであることは言うまでもない。そして、労災保険法の立法趣旨は労働者の保護、労働者の福祉の増進であり（1 条）、「労災補償行政に対する信頼」は、申請労働者の権利・利益がどう守られたかが第一である。

厚生労働省によれば、調査官は、「労災補償の請求を行っても、その疾病と業務との因果関係の証明が困難であったり、その証明に大きな負担を伴う（中略）被災労働者やその家族を救済するという立場」（添付資料 2：労働省労働基準局補償課編「上肢作業に基づく疾病の労災認定基準の解説」23, 65 頁）で、「文字通りの立証責任を被災労働者に課すとすれば補償を受ける権利の実態を損なうおそれがあることから、（中略）雇用関係、作業歴、疾病の発症状況等請求理由に係る最小限度の疎明があれば、行政機関において補足的な調査を行う」（添付資料 3：労働省労働基準局発「基発第 157 号通達、業務上疾病の認定事務手引」9 頁）こととされている。前記の労基署のパンフレットは、このことを簡潔に表現したものである。

すなわち、調査官は、労基法並びに労災保険法の立法趣旨である「労働者保護」の立場から、労働者が立証できない事項に関して「補足的な調査」を行うのである。したがって必然的に、収集された資料は、資料の収集が困難な立場にある労働者の負担を軽減するために活用されることが予定されている。この目的を遂行するために、労災保険法 46～48 条は調査官に種々の権限を付与し、実地調査や資料収集が行なわれていることは言うまでもない。

したがって、労働基準監督署に対する国民の信頼は、労働者の権利・利益を守るために何をしたかが第一であり、事業主等の信頼は二義的なものにすぎない。

あくまで、申請労働者の不支給理由を知る権利、不服申立てをす
る権利と不服申立ての際の便宜優先を前提として顧慮されるべきも

のであり、本件のように、事業主が「労災申請するなら受けて立つ」と労働者を脅迫し、「事業主証明拒否」をした場合はなおさらである。そのような事業主は、労基署への「信頼」や「理解と協力」に基づいて資料を提出するのではない。むしろ労災隠しを意図して、自身に都合の良いように資料を選別したり、偽造する可能性が高い。そのような事業主は、労基署調査官が強制命令権を有しているため、調査に応じざるを得ないのが通常である。

以上、諮問庁が挙げる理由は、労基署調査の法的根拠という本質から外れた俗論であると共に、事業主の実態を何ら把握しておらず、取って付けた理由に過ぎない。

オ 諮問庁の主張の正しさを証明する証拠の提出を求める

【（２）不開示情報該当性ウ：「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出されたものである」に対して】

【（２）不開示情報該当性オ（イ）：「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものである」に対して】

諮問庁は、不開示情報該当性ウ及びオ（イ）について、「開示しないとの条件で任意に提出されたもの」「当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたもの」等と主張する。しかし、ウ及びオ（イ）の各資料について記載している復命書には、そのことは一切記載されていない。また、各資料の欄外等にもその記載は一切ない。すなわち、諮問庁は、ただ主張しているだけで、主張を裏付けるものは一切ない。

諮問庁は自己の主張の正しさを証明する証拠を提出すべきである。それが示されない以上、諮問庁の不開示理由は、理由足り得ない。

（添付資料省略）

（３）意見書 2

審査請求人から意見書 2 が当審査会宛てに提出（平成 27 年 12 月 14 日）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法 14 条 3 号イを加え、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労災保険に係る審査請求の審査にあたり、特定労働基準監督署長が特定労働者災害補償保険審査官あてに提出した証拠資料一式である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11の②、12、17、19の②、22の①、26ないし30、32、33、35、37、39、41、43、45、47、49、51、66の①、67及び68の不開示部分は、審査請求人以外の氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号22の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が、審査請求人が行った労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11の①ないし12、14、17、19の①、19の②、26ないし30、32、33、35、37、39、41、43、45、47、48、66の①、66の②及び68の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号11の①ないし12、14、17、19の①、19の②、26ないし30、32、33、35、37、39、41、43、45、47、48、6

6の①，66の②及び68の不開示部分は，特定事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報については，行政機関の要請を受けて，開示しないと条件で任意に提供されたものであって，当該事業場における通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条5号の不開示情報

別表に記載した情報のうち，文書番号15の不開示部分は，出力帳票のうち「ユーザー名」である。このユーザー名は労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム端末の操作に当たり，当該システムを特定利用するためアクセス管理者から職員に対し個別に設定されたものであって，不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）2条2項に定める「識別符号」である。当該システムにアクセスするためには，この識別符号の入力が必須となることから，これらが開示された場合には，電気通信回線を通じて当該システムにこの識別符号を入力し，職員以外の者によるシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあり，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法14条5号に該当するため，当該部分を不開示とすることが妥当である。

オ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号22の②の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官が，審査請求人が行った労災請求に係る処分を行うにあたり，審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの聴取内容が開示された場合には，被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることについては上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて，これらの情報を開示とした場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し，労災請求人側，事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって，これらの情報は，開示することにより，労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり，法14条7号柱書きの不開示情報に該当し，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号11の①ないし12，14，17，19の①，19の②，26ないし30，

32, 33, 35, 37, 39, 41, 43, 45, 47, 48, 66の①, 66の②及び68の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。このため、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについては上記イで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 別表に記載した情報のうち、文書番号15の不開示部分は、ユーザー名である。このユーザー名は労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム端末の操作にあたり、当該システムを特定利用するためアクセス管理者から職員に対し個別に設定されたものであって、不正アクセス行為の禁止等に関する法律2条2項に定める「識別符号」であることは、エで既に述べたところである。

この情報を開示するとした場合、職員以外の者によるシステムへの不法な侵入等により、被災労働者に関する情報の漏えい又は改ざんが行われるなど、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年 1 1 月 1 3 日 審議
- ④ 同年 1 2 月 1 4 日 審査請求人から意見書 1 を收受
- ⑤ 同日 審査請求人から意見書 2 を收受
- ⑥ 平成 2 9 年 8 月 3 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 平成 3 0 年 1 月 2 5 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が労災請求について審査請求をした件で、特定労働基準監督署長が東京労働者災害補償保険審査官あて提出した（3）証拠資料イ（資料No. 1）～ラ（資料No. 22）の全ての書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の 1 欄に掲げる文書 1 ないし文書 6 8 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 1 4 条 2 号，3 号口，5 号及び 7 号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、不開示理由に法 1 4 条 3 号イを追加した上で、別表の 4 欄に掲げる部分については、同条 2 号，3 号イ及び口，5 号並びに 7 号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分前に、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対して、既に決定書の送付がなされているとのことであった。また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対し、原処分前にいわゆる事件プリントの送付がなされ、さらに、労働保険審査会による裁決がなされ、審査請求人に対して、既に裁決書の送付もなされているとのことであった。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、決定書、事件プリント及び裁決書（以下「事件プリント等」という。）の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された事件プリント等の内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

（1）別表に掲げる文書 1 1 の不開示部分について

当該文書は、特定事業場の事務業務操作手引書である。

ア 16頁は、信販会社が作成した特定事業場の資金手数料明細書であり、不開示部分には、特定事業場の口座振替の件数、金額及び振替先口座が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 17頁は、信販会社が作成した特定事業場の会員に係る振替不能明細書であり、不開示部分には、特定事業場の会員の会員番号、氏名及び口座振替処理における会員識別データが記載されており、20頁は、特定事業場の商品在庫帳であり、不開示部分には、特定月日ごとの各顧客の法人名及び氏名並びに特定事業場への入出庫を示す内容等が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書12の不開示部分について

当該文書は、発送先リストであり、不開示部分には、会員ごとの会員番号、氏名、住所及び電話番号が記載されており、当該部分は、上記(1)イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書14の不開示部分について

当該文書は、特定事業場の就業規則であり、当該事業場に勤務していた審査請求人には知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 別表に掲げる文書 15 の不開示部分について

当該部分には、労働基準監督署の担当者が文書 15 を検索した際に用いた電子計算機システムのユーザー名が記載されている。

これを開示すると、職員以外の者によるシステムへの不法な侵入等により、被災労働者に関する情報の漏えい又は改ざんが行われるなど、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の主張は首肯できる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書 17 の不開示部分について

当該文書は、審査請求人以外の特定の個人の経歴書であり、特定労働基準監督署の受付印を除き全て不開示とされている。

当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 氏名について

氏名は、事件プリント等で開示されている部分から推認できることから、審査請求人には知り得る情報であると認められ、法 14 条 2 号ただし書イに該当する。

また、同様の理由により、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。さらに、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、氏名は、法 14 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その他の部分について

その他の部分は、法 14 条 2 号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。法 15 条 2 項による部分開示について検討すると、氏名を開示すべきとしていることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書 19 の不開示部分について

ア 当該文書の①の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の個人に係る休暇の経緯等について報告を求めた内容及びこれに関する特定事業場からの提出

資料である。

これを開示すると、特定事業場や関係者が労災認定の調査への協力をちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の主張は首肯できる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該文書の②の不開示部分のうち、3頁5行目4文字目ないし最終文字、4頁4行目5文字目ないし最終文字及び5行目21文字目ないし最終文字は、審査請求人以外の個人のメールアドレスである。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 当該文書の②の不開示部分のうち、5頁及び6頁は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出されたことは、審査請求人の知り得ることではなく、これを開示すると、特定事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準行政機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表に掲げる文書22の不開示部分について

ア 当該文書の①の不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とするこ

とが妥当である。

イ 当該文書の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の個人から聴取した内容が記載されている。

これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書26ないし文書30の不開示部分について

文書26及び文書27は会員登録受付簿であり、文書28及び文書29は追加注文受付簿であり、文書30は解約受付簿である。

当該不開示部分には、受付番号の順に、特定事業場における各会員の会員番号、氏名、法人名及び各会員に関連する情報（氏名の右側の注文商品を示す記号、都道府県名、丸印、丸数字、当該会員の解約、中止又は資格喪失の別、解約月等）が記載されている。

ア このうち、各会員の会員番号、氏名及び法人名（会員名欄の右欄に記載されているものを含む。）は、当該事業場の顧客情報そのものであり、顧客情報は、事業を営む者にとって経営の要ともいえる機密情報であって、その内容から経営状態、信用度合い、経営戦略等、事業に関わる様々な内容を把握し得るものであると認められる。このため、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、各会員の会員番号、氏名及び法人名（会員名欄の右欄に記載されているものを含む。）は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分である各会員に関連する情報については、当該情報それ自体は、一般的・抽象的記載にすぎず、具体的かつ詳細な労務管理情報などの内部管理情報であるとまではいえず、また、当該情報だけでは当該事業場の会員たる個人名及び法人名を特定することができる情報であるとも認められない。

このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定

等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。また、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であり、上記アに含まれる氏名と一体のものとして同条2号本文前段に規定する情報に該当するものも含まれているが、その内容に照らし、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるので、法15条2項により部分開示すべきである。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(9) 別表に掲げる文書32、文書35、文書37、文書39、文書41、文書43、文書45及び文書47の不開示部分について

当該各文書は、特定事業場の会員登録に係る入力作業を請け負った取引先事業場からの入力作業に係る不明分の問合せ表であり、不開示部分は、①ファクシミリの発信者、受信者及び取引先担当者の氏名並びに印影、②表の種類欄、会員番号欄（会員No.欄）、伝票種別欄、氏名欄（会員名欄）、不明点欄、回答欄及び済印欄、③文書58の2頁の特定会員の種類、会員番号、氏名、電話番号及び不明点である。

ア 文書32、文書35、文書37及び文書39のファクシミリの発信者及び受信者の氏名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は原処分で開示されている部分から推認できることから、審査請求人には知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。同様の理由により、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に開示しないという条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書32、文書37及び文書39のファクシミリの発信者の印影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分

は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書41, 文書43, 文書45及び文書47の取引先担当者の氏名は、原処分で開示されている部分から推認できることから、審査請求人には知り得る情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

エ 文書32, 文書35, 文書37及び文書39の種類欄には、新規会員又は追加会員の別及び受付番号が記載されている。

当該部分は、原処分と同様の部分が開示されていることから、上記アと同様の理由により、法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書45及び文書47の伝票種別欄は、原処分と同様の部分が開示されていることから、上記アと同様の理由により、法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 文書32, 文書35, 文書37, 文書39, 文書41, 文書43, 文書45及び文書47の会員番号欄(会員No.欄)のうち、会員番号は、上記(8)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号, 3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 文書32, 文書35, 文書37, 文書39, 文書41, 文書43, 文書45及び文書47の氏名欄(会員名欄)のうち、法人名及び氏名は、上記(8)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号, 3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 文書32, 文書35, 文書37, 文書39, 文書41, 文書43, 文書45及び文書47の不明点欄のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、会員番号, 氏名, 法人名, 口座番号, 口座名義及び支払金融機関名であり、上記(8)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号, 3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 文書32, 文書35, 文書37, 文書39, 文書41, 文書43, 文書45及び文書47の回答欄のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、会員番号, 氏名, 法人名, 電話番号, 口座番号及び支払金

融機関名であり、上記（８）アと同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条２号、３号口及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 文書３２の２頁の不開示部分のうち、会員番号、氏名及び電話番号は、上記（８）アと同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条２号、３号口及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

サ その余の部分は、会員登録の入力作業に係る事務的な照会事項、これに対する回答等の記載にすぎず、上記（８）イと同様の理由により、法１４条２号、３号イ及び口並びに７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（１０）別表に掲げる文書３３の不開示部分について

当該文書のうち、１頁は会員登録申請書であり、２頁及び３頁は変更届である。

ア １頁の不開示部分のうち、①申請者欄には、会員登録申請者の会員番号、氏名、印影、生年月日、住所、電話番号及びＦＡＸ番号が、②商品の注文欄には、注文商品の数量及び金額が、③紹介者欄には、紹介者の会員番号、氏名及び電話番号が、④預金口座振替依頼書等の振込先欄には、金融機関・支店名、金融機関・支店コード名、口座名義及び口座番号が記載されている。

このうち、商品の注文欄における数量欄及び合計欄の不開示部分は、上記（８）イと同様の理由により、法１４条２号、３号イ及び口並びに７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、上記（８）アと同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条２号、３号口及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ ２頁及び３頁の不開示部分には、特定会員の会員番号、氏名、印影、生年月日、電話番号、ＦＡＸ番号、住所及び口座番号が記載されており、上記（８）アと同様の理由により、法１４条３号イに該当し、同条２号、３号口及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（１１）別表に掲げる文書４８の不開示部分について

当該文書は、特定事業場の業務内容である発送作業の手順が記載されている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、審査請求人の在籍当時にはなかった業務であるとのことであった。

そうすると、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとはいえず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(12) 別表に掲げる文書49の不開示部分について

当該部分は、審査請求人以外の個人の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は原処分で開示されている部分から推認できることから、審査請求人には知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(13) 別表に掲げる文書51の不開示部分について

当該部分は、1頁の「診療報酬明細書(写)の交付依頼に係る回答書」の審査請求人以外の個人の氏名等であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項の部分開示について検討すると、3文字目及び4文字目は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。しかしながら、1文字目及び2文字目は本件担当者であることを示す普通名詞であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報は記載されておらず、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分のうち、3文字目及び4文字目は法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、1文字目及び2文字目は、同号に該当せず、開示すべきである。

(14) 別表に掲げる文書66の不開示部分について

当該文書は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、審査請求人の勤務していた事業場を撮影した写真である。

ア ①について

(ア) 人影及び印影に係る部分

a 1頁ないし3頁の各下部、4頁の上部、5頁の下部、10頁及び11頁の各中央部ないし左側には、審査請求人以外の人影が写っていることが認められる。

(a) このうち、5頁の下部、10頁の右側一列目、10頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目、10頁の右側から四列目の上から数えて2人目、10頁の右側から六列目の正

面を向いている者並びに11頁の手前から二列目の右側から4名の人影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (b) その余の人影は、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、写真に写っている人物は顔が写っていないなど、格別の特徴は認められないことから、特定の個人を識別することができる情報ではなく、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれ、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、その余の人影は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- b 6頁及び7頁は、特定年月日の入出金伝票のつづりを撮影した写真であり、各入出金伝票の左下部には印影が認められる。

当該部分は、いずれも審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、判別不能であることから、特定の個人を識別することができる情報ではなく、上記a(b)と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (イ) その余の部分

当該写真に撮影されている事業場は、審査請求人が勤務していた事業場であることから、その余の部分は、審査請求人の知り得る情報であると認められ、上記(ア)a(b)と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- イ ②について

当該写真に撮影されている事業場は、審査請求人が勤務していた事業場であることから、当該部分は、審査請求人の知り得る情報であると認められ、上記(3)と同様の理由により、法14条3号イ及

び口並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(15) 別表に掲げる文書67の不開示部分について

ア 3頁の不開示部分は、審査請求人以外の個人の名刺であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

(ア) 当該名刺に記載されている事業場は、審査請求人の当時の勤務先であることから、以下の(イ)を除く部分は、審査請求人の知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。

(イ) 各役職名、氏名、直通電話番号及びメールアドレスについては、審査請求人の当時の勤務先であっても当該個人の氏名等を知り得るとまではいえず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分のうち、各役職名、氏名、直通電話番号及びメールアドレスは法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当であるが、その余の部分は同号に該当せず、開示すべきである。

イ 7頁は特定事業場1の組織図であり、8頁は同事業場の座席配置図であり、不開示部分は、審査請求人以外の個人の氏名であり、上記(7)アと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(16) 別表に掲げる文書68の不開示部分について

当該部分のうち、17頁は文書66の11頁と同一の写真であり、18頁は文書66の10頁と同一の写真である。

ア 人影に係る部分

17頁の手前から二列目の右側から4名、18頁の右側一列目、18頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目、18頁の右側から四列目の上から数えて2人目、18頁の右側から六列目の正面を向いている者の人影は、上記(14)ア(ア)a(a)と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

その余の人影は、上記(14)ア(ア)a(b)と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分

当該写真に撮影されている事業場は、審査請求人が勤務していた事業場であることから、その余の部分は、審査請求人の知り得る情報

であると認められ、上記（14）ア（イ）と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書1において、法14条2号並びに3号イ及びロ該当性について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であり、同条2号ただし書ロ又は3号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、意見書1において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

- (3) 審査請求人は、特定年月日cの復命書の開示を求めているが、当該主張については、平成27年9月17日付け平成27年度（行個）答申第52号（以下「先例答申」という。）をもって答申を行っているところである。当審査会において改めて当該保有個人情報保有の有無について審議したところ、先例答申の判断を変更すべき事情の変化も認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は先例答申と同旨である。

- (4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号ロ、5号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書 番号	2 証拠 資料 番号	3 対象 文書名	4 不開示を 維持する部分	5 不開示情報 (法14条該当号)					6 開示すべ き部分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	5 号	7 号 柱 書き	
1	1	療養補償 給付等不 支給決定 通知	なし	-	-	-	-	-	-
2	2	休業補償 給付等不 支給決定 通知	なし	-	-	-	-	-	-
3	3	療養の給 付請求書 等	なし	-	-	-	-	-	-
4	4	休業支給 決定決議 書	なし	-	-	-	-	-	-
		休業補償 給付支給 請求書	なし	-	-	-	-	-	-
		休業支給 決定決議 書	なし	-	-	-	-	-	-
		休業補償 給付支給 請求書	なし	-	-	-	-	-	-
5	5	調査結果 復命書	なし	-	-	-	-	-	
6	6	事業場実 地調査復 命書	なし	-	-	-	-	-	-
7		「審査請	なし	-	-	-	-	-	

		求人氏」と題する文書							
8		診断書	なし	-	-	-	-	-	-
9		出勤簿	なし	-	-	-	-	-	-
10		会社沿革・会社案内	なし	-	-	-	-	-	-
11		事務業務操作手引書	① 16頁の不開示部分の全て		○	○		○	なし
			② 17頁及び20頁の不開示部分の全て	○	○	○		○	なし
12		発送リスト	不開示部分の全て	○	○	○		○	なし
13		事務室内写真	なし	-	-	-	-	-	
14		就業規則	2頁ないし10頁の不開示部分の全て		○	○		○	全て
15		労働保険適用台帳	ユーザー名					○ ○	なし
16		会員登録申請書	なし	-	-	-	-	-	-
		追加注文書	なし	-	-	-	-	-	-
17		経歴書等	2頁及び3頁の不開示部分の全て	○	○	○		○	氏名
18		会社追加資料	なし	-	-	-	-	-	
19		特定氏休暇経緯等	① 1頁ないし4頁の不開示部分(メールア		○	○		○	なし

			ドレス部分を 除く。)						
			② 1 頁ないし 4 頁の不開示部 分のうち、メ ールアドレス 部分 5 頁及び 6 頁 の不開示部分 の全て	○	○	○		○	なし
2 0	7	聴取書等	なし	-	-	-	-	-	-
2 1		聴取書等	なし	-	-	-	-	-	-
2 2	8	聴取書等	① 2 5 頁 1 行目	○					なし
			② 2 5 頁 3 行目 ないし 1 1 行 目	○				○	なし
2 3	9	聴取書等	なし	-	-	-	-	-	-
2 4	1 0	聴取書等	なし	-	-	-	-	-	-
2 5	1 1	聴取書等	なし	-	-	-	-	-	-
2 6	1 2	会員登録 受付簿 1	2 2 頁左側 4 行目、2 8 頁 左側 1 1 行目 及び 1 2 行 目、3 1 頁左 側 9 行目及び 1 0 行目の記 載を除く不開 示部分の全て	○	○	○		○	会員番号、氏 名及び法人名 (会員名欄の 右欄に記載さ れているもの を含む。)を 除く全て
2 7		会員登録 受付簿 2	4 頁右側 4 行 目及び 5 行 目、8 頁右側 7 行目、1 0 頁左側 9 行目 の記載を除く	○	○	○		○	会員番号、氏 名及び法人名 (会員名欄の 右欄に記載さ れているもの を含む。)を

			不開示部分の 全て						除く全て
28		追加注文 受付簿1	不開示部分の 全て	○	○	○		○	会員番号、氏 名及び法人名 （会員名欄の 右欄に記載さ れているもの を含む。）を 除く全て
29		追加注文 受付簿2	20頁左側4 行目の記載を 除く不開示部 分の全て	○	○	○		○	会員番号、氏 名及び法人名 （会員名欄の 右欄に記載さ れているもの を含む。）を 除く全て
30		解約受付 簿	不開示部分の 全て	○	○	○		○	会員番号、氏 名及び法人名 （会員名欄の 右欄に記載さ れているもの を含む。）を 除く全て
31	13	ファクシ ミリ送付 の案内1	なし	-	-	-	-	-	-
32		問合わせ 表1	不開示部分の 全て	○	○	○		○	・ファクシミ リの発信者の 氏名 ・1頁の種類 欄 ・1頁の不明 点欄の1段目 1行目5文字 目ないし2行 目及び2段目 ・1頁の回答

									欄 ・ 1 頁の済印欄 ・ 2 頁の 1 行目 1 文字目ないし 7 文字目 ・ 2 頁の 2 行目及び 3 行目の各 1 2 文字目 ・ 2 頁の 3 行目 1 6 文字目ないし最終文字
3 3		会員登録申請書等	不開示部分の全て	○	○	○		○	商品の注文欄における数量欄及び合計欄
3 4		ファクシミリ送付の案内 2	なし	-	-	-	-	-	-
3 5		問い合わせ表 2	不開示部分の全て	○	○	○		○	・ ファクシミリの発信者の氏名 ・ 種類欄 ・ 会員番号欄及び氏名欄の各 2 段目 ・ 氏名欄の 5 段目及び 6 段目の各 5 文字目 ・ 不明点欄 ・ 回答欄の 4 段目及び 5 段目 ・ 済印欄
3 6		ファクシ	なし	-	-	-	-	-	-

		ミリ送付 の案内 3							
37		問い合わせ せ表 3	不開示部分の 全て	○	○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ファクシミリ の発信者及び 受信者の氏名 ・種類欄 ・氏名欄の 3 段目の 5 文字 目 ・不明点欄の 1 段目及び 2 段目 ・不明点欄の 3 段目 1 行目 及び 2 行目 5 文字目ないし 最終文字 ・不明点欄の 4 段目 1 行 目, 2 行目 1 文字目及び 4 文字目ないし 最終文字 ・不明点欄の 5 段目 ・不明点欄の 6 段目 1 行目 及び 2 行目 5 文字目ないし 最終文字 ・不明点欄の 7 段目及び 8 段目 ・回答欄の 1 段目, 2 段 目, 4 段目,

									7 段目及び 8 段目 ・ 回答欄の 3 段目及び 6 段目の各 5 文字目 ・ 済印欄
3 8		ファクシミリ送付の案内 4	なし	-	-	-	-	-	-
3 9		問い合わせ表 4	不開示部分の全て	○	○	○		○	・ ファクシミリの発信者の氏名 ・ 種類欄 ・ 会員番号欄の 1 段目, 2 段目及び 3 段目の各 1 行目 ・ 氏名欄の 1 段目, 2 段目及び 3 段目の各 6 文字目 ・ 氏名欄の 4 段目の 4 文字目 ・ 不明点欄の 1 段目ないし 3 段目 ・ 不明点欄の 4 段目 1 行目及び 2 行目 8 文字目ないし最終文字 ・ 不明点欄の 5 段目 ・ 回答欄 ・ 済印欄

4 0	ファクシ ミリ送付 の案内 5	なし	-	-	-	-	-	-
4 1	問い合わせ せ表 5	不開示部分の 全て	○	○	○		○	・取引先担当 者の氏名 ・伝票種別欄 ・不明点欄 ・回答欄
4 2	ファクシ ミリ送付 の案内 6	なし	-	-	-	-	-	-
4 3	問い合わせ せ表 6	不開示部分の 全て	○	○	○		○	・取引先担当 者の氏名 ・会員名欄の 1 段目の 5 文 字目 ・伝票種別欄 ・不明点欄の 1 段目 1 行目 1 文字目ない し 8 文字目及 び 2 行目 4 文 字目ないし最 終文字 ・不明点欄の 2 段目及び 3 段目 ・回答欄の 2 段目及び 3 段 目
4 4	ファクシ ミリ送付 の案内 7	なし	-	-	-	-	-	-
4 5	問い合わせ せ表 7	不開示部分の 全て	○	○	○		○	・取引先担当 者の氏名 ・伝票種別欄 ・会員名欄の

									<p>3 段目の 9 文字目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不明点欄の 1 段目 1 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 1 3 文字目ないし 2 行目 3 文字目 ・ 不明点欄の 2 段目 ・ 不明点欄の 3 段目 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 2 行目 1 2 文字目ないし 3 行目 ・ 不明点欄の 4 段目ないし 6 段目 ・ 回答欄の上部の手書き部分 ・ 回答欄の 1 段目の 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目並びに 2 行目 1 文字目及び 2 文字目 ・ 回答欄の 2 段目, 3 段目及び 6 段目
4 6		ファクシミリ送付の案内 8	なし	—	—	—	—	—	—

47		問い合わせ表8	不開示部分の全て	○	○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先担当者の氏名 ・伝票種別欄 ・不明点欄の1段目1行目1文字目ないし6文字目及び13文字目ないし最終文字 ・不明点欄の2段目1行目1文字目ないし3文字目, 8文字目ないし最終文字 ・不明点欄の2段目2行目6文字目ないし最終文字 ・不明点欄の3段目1行目1文字目ないし7文字目 ・不明点欄の3段目1行目12文字目ないし最終文字 ・回答欄の3段目
48		発送作業手順	2頁23行目ないし最終文字		○	○		○	なし
49		ファクシミリ送付の案内等	不開示部分の全て	○					全て
50	14	意見書の	なし	-	-	-	-	-	-

		提出について							
		診療録	なし	-	-	-	-	-	-
		意見書	なし	-	-	-	-	-	-
	1 5	意見書の提出について	なし	-	-	-	-	-	-
	1 6	意見書の提出について	なし	-	-	-	-	-	-
	1 7	意見書の提出について	なし	-	-	-	-	-	-
	1 7	意見書訂正文書	なし	-	-	-	-	-	-
5 1	1 8	診療報酬明細書（写）の交付依頼に係る回答等	1 頁 1 7 行目	○					1 文字目及び 2 文字目
5 2	1 9	意見書	なし	-	-	-	-	-	-
5 3	2 0	自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
		自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
		自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
		自己意見書添付の資料	なし	-	-	-	-	-	-
5 4		「作業の訂正について」及び「業務分担」と題する文	なし	-	-	-	-	-	

		書							
		「特定障害が起きる職場環境について」と題する文書	なし	-	-	-	-	-	-
		配達証明書等	なし	-	-	-	-	-	-
		「毎日の発送作業の履歴」と題する文書	なし	-	-	-	-	-	-
		「特定役職について」と題する文書	なし	-	-	-	-	-	-
		特定事業場社内写真	なし	-	-	-	-	-	-
		在庫帳簿について	なし	-	-	-	-	-	-
		郵便・FAX注文の相違先について	なし	-	-	-	-	-	-
5 5		「特定口座引落データ処理について」と題する文書	なし	-	-	-	-	-	-
5 6		商品発送先リスト	なし	-	-	-	-	-	-
5 7		「特定会社 i から	なし	-	-	-	-	-	-

		のチェック」と題する文書							
		「コミッションの作業月1回」と題する文書	なし	-	-	-	-	-	-
		「特定会社 ii の在庫確認」と題する文書	なし	-	-	-	-	-	-
		「中止口と解約口処理について」と題する文書	なし	-	-	-	-	-	-
58		ノニジュース価格表	なし	-	-	-	-	-	-
59		自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
		自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
		自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
		自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
		団体交渉の記録	なし	-	-	-	-	-	-
		自己意見書	なし	-	-	-	-	-	-
60		月刊担当別一覧	なし	-	-	-	-	-	
61		「特定さ	なし	-	-	-	-	-	

		んが腰痛 休業後に 私1人で 行った業 務の帳 票」と題 する文書							
6 2	2 1	事業場実 地調査復 命書	なし	-	-	-	-	-	-
6 3		賃金台帳	なし	-	-	-	-	-	-
6 4		診断書等	なし	-	-	-	-	-	-
6 5		個人情報 シート	なし	-	-	-	-	-	-
6 6		事業場に 係る写真	① 1 頁ないし7 頁, 1 0 頁及 び1 1 頁の不 開示部分	○	○	○		○	以下の人影を 除く全て ・ 5 頁の下部 ・ 1 0 頁の右 側一列目 ・ 1 0 頁の右 側から二列目 の上から数え て2 人目及び 3 人目 ・ 1 0 頁の右 側から四列目 の上から数え て2 人目 ・ 1 0 頁の右 側から六列目 の正面を向い ている者 ・ 1 1 頁の手 前から二列目 の右側から4 名の人影
		②		○	○		○	全て	

			8 頁及び 9 頁 の不開示部分 の全て						
6 7		作業内容 及び組織 図等	3 頁の不開示 部分の全て 7 頁「1 班」及 び「2 班」の 労働者氏名 8 頁 4 行目, 6 行目ないし 8 行目の不開示 部分	○					3 頁 (役職 名, 氏名, 直 通電話番号及 びメールアドレスを除 く。)
6 8	2 2	聴取書等	1 7 頁及び 1 8 頁の不開示 部分の全て	○	○	○		○	以下の人影を 除く全て ・ 1 7 頁の手 前から二列目 の右側から 4 名 ・ 1 8 頁の右 側一列目 ・ 1 8 頁の右 側から二列目 の上から数え て 2 人目及び 3 人目 ・ 1 8 頁の右 側から四列目 の上から数え て 2 人目 ・ 1 8 頁の右 側から六列目 の正面を向い ている者